2　国は、福島県等に対し、前項の規定により提出された生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3　前項の規定による交付金（次項及び第三十八条において「生活拠点形成交付金」という。）を充てて行う事業又は事務に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4　前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付に関し必要な事項は、復興庁令で定める。

（生活の拠点の形成に当たっての配慮）

第三十七条　居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十八条　東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する福島県等（以下「福島県等」という。）」と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島県等」と、同法第八十二条中「」は、復興交付金事業計画」とあるのは「」は、福島復興再生特別措置法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等」と読み替えるものとする。

第二十四条を第三十三条とし、第二十三条を第三十二条とする。

第二十二条第一項中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「受け、又は」の下に「第三十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金（次項において「生活拠点形成交付金」という。）若しくは」を加え、「第六十七条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「受け、」の下に「若しくは生活拠点形成交付金」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十一条を第三十条とする。

第二十条第一項中「次項及び第二十二条第二項において」を「以下」に、「又はロ」を「からハまで」に、「第二十二条に」を「第三十一条に」に改め、同項の表公営住宅法第八条第一項の項及び激甚災害法第二十二条第一項の項中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第三章第三節中同条の前に次の款名を付する。

第一款　公営住宅法の特例等

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置

第十九条中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、第三章第二節中同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（既存の事業所に係る個人事業者等に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十八条　第二十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第十八条中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。次条において「」及び「」という。）」を削り、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「（既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例）」を付する。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

第三章第一節に次の一款を加える。

第三款　企業立地促進計画及びこれに基づく措置

（企業立地促進計画の作成等）

第十八条　福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業（雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であって、復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）を実施する企業の立地を促進するための計画（以下この条及び次条第一項において「企業立地促進計画」という。）を作成することができる。

2　企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　企業立地促進計画の目標及び期間

二　避難解除区域及び現に避難指示であって第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（以下「避難解除区域等」という。）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）

三　避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

四　前三号に掲げるもののほか、企業立地促進計画の実施に関し必要な事項

3　福島県知事は、企業立地促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4　福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の規定により企業立地促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画が避難解除等区域復興再生計画に適合していないと認めるときは、福島県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7　第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

（企業立地促進計画の実施状況の報告等）

第十九条　福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画（その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

2　内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3　内閣総理大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、提出企業立地促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等）

第二十条　提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。